

第30回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 平成29年9月4日（月）10:00～10:30

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員
内閣府原子力政策担当室
林参事官、澄川参事官補佐

4. 議 題

- (1) 北朝鮮の核実験について（声明）
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 北朝鮮の核実験について（声明）

参考資料

- (1-1) 内閣総理大臣声明
- (1-2) 北朝鮮の核実験について（官邸対策室）

6. 審議事項

（岡委員長）それでは時間になりましたので、ただいまから第30回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が「北朝鮮の核実験について（声明）」、二つ目が「その他」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

（林参事官）昨日の9月3日、北朝鮮が6回目、過去最大規模の地下核実験を実施しました。これを受けて我が国においては国家安全保障会議が開催され、内閣総理大臣から声明が发出されるなどの対応がとられています。

平和利用と核不拡散を重要な取組事項とする原子力委員会においても、これまでと同様、北朝鮮の核実験を非難する旨の声明を发出する、その原子力委員の御意向に沿い、事務局にて声明（案）を作成いたしました。本日は、この案について御審議いただきたく存じます。

まずは、事務局より声明（案）について読み上げさせていただきます。

資料 1-1 でございますけれども、「北朝鮮の核実験について（声明）（案）」、平成 29 年 9 月 4 日、原子力委員会。

昨日、北朝鮮が 6 回目、過去最大規模の地下核実験を実施した。これは、昨年 11 月 30 日の国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）決議第 2321 号を含め累次の国連安保理決議に対する明白な違反であり、断じて許されない。

このような行動は包括的核実験禁止条約に反するものであると同時に、国際平和と安全保障に対する、より重大かつ差し迫った脅威であり、核軍縮と核不拡散の取組を推進する国際社会に対する重大な挑戦であることから、本委員会は、これまでも増して、強く非難する。

本委員会は、北朝鮮に対して、核兵器開発計画を即時かつ全面的に放棄し、速やかに国際核不拡散体制に復帰することを、これまでも増して強く求める。

国際社会が人類の福祉の向上を目指して原子力の研究、開発及び利用を行うためには、核軍縮の推進と国際的な核不拡散体制の維持・強化が必要不可欠である。そのため、本委員会は、国際連合及び国際原子力機関等における取組を強力に支持し、かつ、我が国が率先してその推進の一翼を担うべきと考えている。

以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、御意見を伺いたいと思います。

阿部委員からお願いします。

（阿部委員）御説明ありがとうございました。

最初に、御存じの方はもう御存じなのですが、入門編ということで一つだけ御説明しておきたいと思いますが、核実験の後、地震波でマグニチュード幾つになったという数字が出ていますよね。あれは実は、マグニチュードというのはたしか、林参事官、10の対数ですよ。

（林参事官）そうですね。1 違うと 10 倍。

(阿部委員) つまりマグニチュード6というのは、マグニチュード5の10倍なのですね。

つまり5分の6じゃなくて10倍なのですね。

(林参事官) はい。

(阿部委員) そこで、それを推計すると、ほかのデータとやると何十キロトンの威力であろうと、こういうのが推定されるわけですが、当然ながら地震波ですので、測定の状況によってずれもありますし、また推計ですから正確なものじゃないということが出てきますが、ここで一つ、防衛大臣から70キロトンぐらいと言われてはいますが、今まで言われてきた前回の10キロトン前後というのと威力が違うということで、これは大変だということで、この案文でも最大規模と、こういうことは言ったわけですが、もう一つ、基本的な科学の入門でございますけれども、威力というのは、つまりこれは立方体なので、爆発すると、バーンとこの平面的上下が爆発しますので。それでは、被害の場所の面積はどうなるかという、これは面積ですから2乗なのです。それから、半径はどうなるかという、これは1乗なのです、直線ですから。ということで、威力が1,000倍になったとすると、被害面積は100倍になるのです。その直径は10倍なのですね。ということで、威力が大きいというびっくりしますが、そういう関係にあるという、これは物理の基本法則でございます。もちろんそれは10キロトン級の広島、長崎でもあれだけの大きな惨状になったわけですから、大きいのは大変で、小さいから大丈夫だということは全くないのです。小さなでも大変なことになるというのは日本国民が体験したところであるということでございます。

次に、案文についてですが、実はこれ、私が過去の案文を見まして比較して、若干この順番も入れかえてやったらどうかということで、1. に、まず北朝鮮が核実験をしたことがなぜけしからんのかということを書き加えるべきじゃないかということでここに書いてあります。つまり、今まで何度か出てきた国連安全保障理事会の決議に違反しているということなのでございまして、実はニューヨークの国連に行きますと、国連決議というのは年間何十本と出ますけれども、これに違反は山ほどあるのです。したがって、違反だから何がそんなに大変なのだという向きもあるかもしれませんが、実は、この北朝鮮の核実験に関する安保理決議は、安全保障理事会の強制力を持った決議なのです。つまり、国連加盟国が義務的に従わなければならない決議なので、それに違反しているということは、これ重大な違反なのです。そういう意味において、ここに安保理決議の明白な違反であるということが書いてあります。

そういう意味において、私は3行目の「明白な違反であり、」というものの後に「国連憲章第25条にもとるものであり」というのを追加してはどうかと思うのです。つまり、ここでもって25条で何を書いてあるかということ、国連加盟国は、安保理が下した決定を守り実施するということが書いてあるのです。したがって、北朝鮮は安保理決議違反であり、それは国連加盟国としての義務に違反するものであるということをごをここで明白に言ってはどうかということで、「明白な違反であり、」の後に「国連憲章第25条にもとるものであり」というのを追加してはいかがかと思ひます。これが私の一つの提案でございます。

次に、2. では、こういった行動、つまり実験をするということはいろいろな核軍縮、核不拡散の流れに違反するじゃないかと、したがって、これはけしからんのだと、こういうことを書いておりますが、そこで一つは、ここに「包括的核実験禁止条約に反するものである」と書いてあります。包括的核実験禁止条約というのは、条約に入っている国は核実験をしないということを約束する条約でありますけれども、実は北朝鮮は入っていないのです。したがって、ここを読んだ北朝鮮は、「いや、でも、自分らは入っていないのだから、別に反することはないではないか」と、こういうことを言うのではないかと思ひますが、そういう意味においては、この2. の1行目の「このような行動は」というものの後に「国際規範性を持ちつつある」という修飾語を禁止条約に付けてはどうかというのが私の2番目の提案でございます。つまり、それは北朝鮮は条約にまだ署名していないかもしれんけれども、この条約は今や事実上国際的な規範、規範というのは文字に書いた条約ではなくて、こういうことをしてはいけません、こういうことをしなさいという国際的な正に規範、つまり基準でございます。

ということで、なぜそう申し上げるかということ、今核兵器を持っているところのアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、これはいずれも核実験はやらないということを自主的に宣言してやっております。それから、持っているのではないかと疑われているイスラエルも実験はしてありません。ということで、持っている国はいずれもやっていない、唯一やっているのは北朝鮮だけだ。この禁止条約自体も、今や180か190か国がもう署名し、160以上が批准を終えていますので、国際社会の圧倒的多数が入っているということで、いろいろな国の方も、あるいは学説でも、これはかなり国際規範性を今や持っているということを言っております。したがって、それに反するからけしからんのだと、こういうことなのだということで、そういう修飾語を私はここに付け加えてはどうかと思ひます。

もちろんそういった規範性を持っているかどうかということについてはいろいろな意見もあると思います。したがって、いや、持っていないのだという人もいるでしょうし、持っているという人もいますが、したがって、私の提案は「国際規範性を持ちつつある」。つまり、持っているとは断言しておりません。持ちつつあると、進行形で持つ方向に今進んでいるという条約に違反するのではないかということ述べたらどうか。

実は、この国際規範性というのは最近非常に大事なことになっておりまして、数年、二、三年前にシリアが内戦でかなり大量に化学兵器を使いましたよね。そのときに、ときのオバマ大統領は、「これは明らかに一線を越えた。よって、アメリカは軍事行動をとってシリアを、この国際規範の違反に対して懲罰する」と、こういうことを言ったのです。そのとき、オバマ大統領は国際条約違反だと言いませんでした。なぜかというと、シリアはそのとき化学兵器禁止条約に入っていなかったのです。したがって、条約違反だとは言えないので、しかしながら、もはや化学兵器禁止条約というのは世界のかんりの多数の国が入っていて、みんなちゃんと実施している。よって、規範ができているのだ。それを破ったので、これはけしからんのだ。よって、懲罰をする、こういうことを大統領が宣言しました。もちろんこれは最終的に途中でロシアが調停案を出して介入しましたので実現しませんでしたけれども、そういう歴史が示すように、今や国際的には規範があるのだ、規範を破るといのはけしからんのだということはそれなりのウエートを持ちつつあるということございまして、あなたは条約に入っていないかもしれんけれども、これは重大なそういう規範に反しているのだということは私は言う価値があると思います。

それから、それに続いて、「国際平和と安全保障に対する、より重大かつ差し迫った脅威であり、」。これは林さん、国際平和と安全に関する重大かつ差し迫った脅威というのは、ここにあるでしょうね。なぜ、ここにこういう文章が入っているのでしょうか。

(林参事官) 我が国としての認識ということ。

(阿部委員) しかし、実験しただけでは、別に平和が乱されるわけじゃないですよ。実験しただけで別に安全保障に脅威があるわけじゃないですよ。なぜこんな表現がここに入ったのでしょうか。

(林参事官) 実験が繰り返されて、相当なものになっていくから、その脅威に、もともとこれまで明白なというようなことで言うておりましたけれども、今回は少し段階を上げたという趣旨でございます。それは当時の声明の方もそういうような「重大かつ差し迫った脅威」というようなことで書いてありますので、我々としても、その表現を少し厳しくしたと。

(阿部委員) 総理の声明があるから、これはそれで入れたと、こういうことですか。

(林参事官) そうです。そういった政府全体の認識も踏まえて、これまで原子力委員会としては「明白な脅威」という言い方だったのですけれども、その表現を少し厳しくしたと、そういうことでございます。

(阿部委員) これは、従来何度か出してきた原子力委員会の北朝鮮核実験に関する声明についても入っているので、何となくここにあるのだなということで、私は別にあって反対はないのですけれども。詰めて考えると、何の意味だろうかなと、若干この疑問なしとしない文章でありますよね。

続けて、「核軍縮と核不拡散の取組を推進する国際社会に対する重大な挑戦である」ということは、つまり、世界は核軍縮を進めて核兵器を減らして、やがてなくそうという状況にある。それから、核兵器の拡散は止めようと、不拡散という状況にあるということで、北朝鮮が新しく核兵器を持つようになるということは、正に拡散の一つの進行なわけで、よって、それに挑戦だと、こういうことでしょうかね。それはそういうことかと思いますが、その意味においては、最近の核軍縮の状況をよりリアルに反映する意味においては、私はここに、「核軍縮」の前に、「最近、国際的に強まっている核兵器の禁止の動きに見られるような核軍縮」というふうに実際の現在の状況を少し描写を入れてみてはどうかなと思います。

これはなぜかといえば、やはり核軍縮、核不拡散というのは非常に言い古された用語で、みんなそれはもっともだということではありますが、何となく読むとさらっと過ぎちゃって、余りインパクトがないのです。そういう意味においては、今や核軍縮という動きに関しては今年の前半から7月にかけて非常に大きな動きがあって核兵器禁止条約を作ろうという会議があり、またその案文もできたのです。そういう意味において、7月にたしか百二十何か国が賛成して採択されたということがありました。したがって、そういった流れにも反するではないかということを経験的に言った方が、私はこの声明において、ある意味では、そういう意味においては120か国の方々に、皆さん、そうでしょうと訴える力も加わってくるので、それを入れてはどうかなというふうに思います。それが3番目の提案でございます。

3. は、これも従来から取り組んでいることですが、北朝鮮に対しては核兵器計画をやめて核不拡散体制に復帰せよということですが、これは以前からいろいろな決議その他で言われていることで、早い話が、北朝鮮は核兵器開発計画をやめるべきだということ

と、それから2行目の「不拡散体制」は、早い話が、北朝鮮は脱退したと言っていますけれども、核不拡散条約に復帰しなさいと、こういうことを言っているわけで、この2点については、世界各国、恐らく反対している国はないと思います。どれだけ熱心にやるかという問題でありますけれども、建前の問題としては誰も反対していない、日本の周辺の国も含めて。と思いますので、これは非常に大事なことで、実現可能性はなかなか難しいという評論家もいますけれども、これは改めてここで強く言うておくということは非常に大事なことだと思います。

以上が私のコメントでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。私も、この声明に書かれましたことの見解でございます。安保理決議に対する明白な違反であり、断じて許されない。それから、核軍縮や核不拡散の取組を推進する国際社会に対する重大な挑戦であるということ。それから、国際核不拡散体制に復帰することをこれまでに増して強く求めるということ。それから、我が国が率先してその推進の一翼を担うべきだということ、ここに書かれた4項目に対して同じ意見であります。

それで、声明として最終案を決定するということですが、阿部先生が幾つか提案をされております。御専門ですから非常に詳しく説明をしてくださって大変有り難いと思いますが、2.にある、最近国際的に強まっている核兵器禁止の動きというところをもう少し、核兵器国、核兵器を持たない国、その辺りの動向を含めて、少し先生、解説していただくとありがたいのですけれども。

(阿部委員) 核兵器禁止条約というのが提案されて、もう少しさか上ると、数年前にオスロで国際会議が開かれて、核兵器が使われた場合に、どんな悲惨なことになるであろうかということをテーマにした会議が開かれて、最初、核兵器が使われるとこんなひどいことになる。これは広島・長崎の被爆者の方もおいでになりましたし、日本政府も参加しました。そこで、こういった核兵器というものは使うべきではない、禁止すべきだという議論が出てまいりました。同時にもう一つ出てきたのは、そもそも核兵器というのはこういうふうにするのが、国際人道法という国際法の中のまたもう一つの分野がありますけれども、それにも反しますよねという議論が出てきたのです。これがその後、メキシコ、ウィーンと会議が続いて、最終的に、よって、これは核兵器を禁止する条約を作るべきだという流れが一つの方向で出ました。いや、そうじゃなくて、もっと段階的に順番を追ってやるべきだという意見もあったのですけれども、条約を作るべきだという動きが出てきて、それが

去年、国連総会で議論をして、その交渉をすべきだという決議案が出てきて、かなりの国が賛成。ただし、アメリカその他の核兵器を持っている国、それから日本などの核の傘に入っている国、こういった国は反対ないしは棄権をすることによって反対しましたがけれども、決議が通る。

ただ、ここで非常におもしろいのは、委員会の段階では、北朝鮮は賛成投票したのです、核兵器の禁止の条約を交渉しようということ。ということでありまして、これを踏まえて、今年3月7日に交渉会議が開かれて、日本政府についてはどうするのかということが大分議論されたようですけれども、結果的に、日本政府は会議には参加しないと。たしか冒頭だけ日本の立場を表明するというにしましたけれども、結果的に参加しないと。それから、7月にできた条約についても、日本政府は、これは残念ながら署名参加できなという態度を表明したというふうに伺っております。ただ同時に、被爆国日本としては、やはり核兵器は究極的には廃絶・禁止すべきなのですね。そういう動きはまあ理解できるということで、これはそういう今すぐやろうという国と、いやいや、まだまだという国との間の橋渡しを日本はすべきではないかということを外務大臣がおっしゃって、そのためのいろいろな考えも出してもらおうということで、たしか有識者会議を作ることになって、最近たしかそれが発足したというふうに聞いております。という状況が現状じゃないかと思えます。

したがって、ここは私の提案は、そういった流れにも見られるように核軍縮と不拡散の取組を推進するという動きが今あるのだと、それにこれは反する動きじゃないかということで、恐らく、ということについては誰も反対はないのだろうと思えますけれども、ということを少し具体的に書いてはどうかというのが私の提案でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。阿部先生は、核不拡散を原子力委員のかたわら今も非常に活発に活動しておられます。非常に詳しい説明ありがとうございます。

声明としてどういう文章にするかということなのですが、私自身は原子力利用を日本でやるためには、一番重要なことは、この4番の上の2行に書いてあること、「国際社会が人類の福祉の向上を目指して原子力の研究、開発及び利用を行うためには、核軍縮の推進と国際的な核不拡散体制の維持・強化が必要不可欠である。」これは我々の立場だと思っております。

それで、文章なのですけれども、少し踏み込んだ表現をしたらという阿部先生の御提案だと思うのですが、これについては、日本政府の方向といえますか、それと私どもの考えて

いること、そんなに違ってないといいますが、内閣総理大臣の声明も昨日出ておりますので、私としては、少し阿部先生は御不満になるかもしれないのですが、羅針盤の我々としては、方向が大体皆さん合っているなら、今のこの事務局から出た案くらいで今回は出してはという感じがいたします。ちょっと中西先生が臨時会議でおられないので、中西先生の御意見をお聞きできないのが残念なのですが、阿部先生、いかがでしょうか。

(阿部委員) 私は最初の提案の1の国連憲章第25条違反だというのは恐らく誰も特に反対はないと思います、違反じゃないという話は聞いたことがないので。かつ、それを言うということは非常に大事なことで、あなたは安保理決議にも違反しているだけではなくて、国連憲章そのものに違反しているのですよということを言うことによってインパクトが強まるのではないかなと思います。

それから、2番目の提案の包括的核実験禁止条約について、これだけだと、後になって、俺は入っていないのだから、別に俺はそんなの関係ないのだと言われるとそれだけでおしまいなので、そうではなくて、これは今や国際規範になりつつあるのだ、それにあなたは逆行しているということを言った方が私は議論が強まるのではないかなと思います。

3番目は、やはり現状のリアル感を持たせるためには、最近の状況点も踏まえて書いてはいかがかと思います。もちろんこの原子力委員会なるものが内閣府の政策、総理大臣の声明から踏み出しちゃいかんのだという基本的立場であれば、もういかんともし難いのでありますけれども、私としては、原子力委員会というのは自分の意見を言っていんじゃないかかと思うので、いろいろな提案を私は提案したと。

(岡委員長) 詳しい説明を加えた方がいいという御意見なのですけれども、一つは、これは外務省を担当としていろいろなことをやるというところがあって、外務省が、我々羅針盤ですので、それとすごく、我々とすごく感覚が違うことがあれば、これは強くこういうところに書き込まないといけないと思うのですけれども、まあ彼らも、あるいは内閣全体、我々も内閣の方針を踏まえていろいろ原子力利用のことを考えているわけですけど、そういうことを踏まえると、そこまで書き込まなくても将来あるいは担当の省庁あるいは内閣府の御担当のところでも適宜検討が進んでいってアクションがなされるのだと私自身は思っておりますので、そこまで書かなくて、この事務局の文章でいいかなとちょっと思っております。

これは2人しかおりませんので決めようがないのですけれども、阿部先生のお仕事、核不拡散に対して非常に熱意を持ってお仕事をしておられてということはよく存じておいて、思

いはよく分かるのですが、ちょっと思いを拒絶するみたいな感じで非常に心苦しいのですが、そういう趣旨ではなくて、全体の流れとしては元の文章でもいいのではないかという感じがいたしております。

何か御意見ございますか。

(阿部委員) 委員会の規則で、可否同数の場合には委員長が決めるところによるということになっていますので、委員長がどうしてもそうというのであればやむを得ない、私としては従わざるを得ない。

(岡委員長) どうもありがとうございます。

それでは、この「北朝鮮の核実験について」というものをこれで委員会として決めるということではよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局から二つ目の議題について御説明をお願いします。

(林参事官) 二つ目としては、今後の会議の予定でございますが、現在のところ、31回の原子力委員会の開催日程はまだ決まっていないところでございます。後日、ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、そのほか委員から御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(阿部委員) 予定だと、明日定例会ですけれども、これは。

(林参事官) 今のところ議題がないということになっております。

(岡委員長) それでは御発言ないようですので、これで委員会は終わります。

ありがとうございました。